

○ 航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示（抄）

（平成15年10月10日国土交通省告示 第1346号）
 （※ 下線部：今回改正する箇所）

（航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器）

第1条 航空法施行規則（以下「規則」という。）第164条の15第4号の告示で定めるものは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる物件とする。

区分		物件
航空機の種類	航行の段階	
<p>二 <u>携帯型電子機器から発射される航空無線に割り当てられた周波数帯以外の電波に対する耐性及び携帯型電子機器から発射される航空無線に割り当てられた周波数帯の電波（当該電子機器を作動させることに伴い発射される高調波を除く。）に対する耐性がある航空機</u></p>	<p>離陸のため航空機の全ての乗降口が閉ざされた時から着陸後の滑走が終了する時まで</p>	<p>次に掲げる物件であって、作動時に<u>通信用の電波を発射する状態にあるもの</u></p> <p>一 <u>携帯電話（航空機外の設備と無線通信を行う状態にあるものに限る。）</u></p> <p>二 <u>PHS（航空機外の設備と無線通信を行う状態にあるものに限る。）</u></p> <p>三 <u>トランシーバー</u></p> <p>四 <u>無線操縦玩具</u></p> <p>五 <u>マイク（無線式のものに限る。）</u></p> <p>六 <u>パーソナルコンピュータ（航空機外の設備と無線通信を行う状態にあるものに限る。）</u></p> <p>七 <u>携帯情報端末（航空機外の設備と無線通信を行う状態にあるものに限る。）</u></p> <p>八 <u>電子ゲーム機（航空機外の設備と無線通信を行う状態にあるものに限る。）</u></p> <p>九 <u>携帯型データ通信端末（航空機外の設備と無線通信を行う状態にあるものに限る。）</u></p>
<p>三 <u>携帯型電子機器から発射される航空無線に割り当てられた周波数帯の電波（当該電子機器を作動させることに伴い発射される高調波を除く。）に対する耐性がある航空機（一の項に規定する航空機を除く。）</u></p>	<p>上欄に同じ</p>	<p>次に掲げる物件であって、作動時に<u>通信用の電波を発射する状態にあるもの</u></p> <p>一 携帯電話</p> <p>二 PHS</p> <p>三 トランシーバー</p> <p>四 無線操縦玩具</p> <p>五 ヘッドホン（無線式のものに限る。）</p> <p>六 イヤホン（無線式のものに限る。）</p> <p>七 マイク（無線式のものに限る。）</p> <p>八 ICタグ（電池式のものに限る。）</p> <p>九 パーソナルコンピュータ</p> <p>十 携帯情報端末</p> <p>十一 電子ゲーム機</p> <p>十二 携帯型データ通信端末</p> <p>十三 前各号に掲げる物件以外の物件であって、<u>他の電子機器と無線通信を行う機能を有するもの</u></p>
<p>三 <u>一の項及び二の項に規定する航空機以外の航空機</u></p>	<p>離陸に引き続く上昇飛行が終了した時から着陸のため降下飛</p>	<p>上欄に同じ</p>

	<p>行が開始される時まで</p> <p>離陸のため航空機全ての乗降口が閉ざされた時から離陸に引き続く上昇飛行が終了する時まで及び着陸のため降下飛行が開始された時から着陸後の滑走が終了する時まで</p>	<p>一 二の項物件の欄第一号から第四号まで及び第七号から第十三号までに掲げる物件（作動時に<u>通信用の電波を</u>発射しない状態にあるものを含む。）</p> <p>二 テレビ受信機</p> <p>三 ラジオ</p> <p>四 ポケットベル</p> <p>五 GPS受信機</p> <p>六 ビデオカメラ</p> <p>七 ビデオプレーヤー</p> <p>八 DVDプレーヤー</p> <p>九 デジタルカメラ</p> <p>十 デジタルオーディオ機器</p> <p>十一 ヘッドホン（有線式のものであって、電池式以外のものを除く。）</p> <p>十二 イヤホン（有線式のものであって、電池式以外のものを除く。）</p> <p>十三 ワードプロセッサ</p> <p>十四 電子手帳</p> <p>十五 電子辞書</p> <p>十六 プリンター</p> <p>十七 充電器</p> <p>十八 愛玩用玩具（音声又は接触に感応してスピーカー及びモーターが作動するものに限る。）</p>
--	---	---

(参 考)

○ 航空法（昭和27年法律第231号）（抄）
（安全阻害行為等の禁止等）

第73条の4 （略）
2～4 （略）

5 機長は、航空機内にある者が、安全阻害行為等のうち、乗降口又は非常口の扉の開閉装置を正当な理由なく操作する行為、便所において喫煙する行為、航空機に乗り組んでその職務を行う者の職務の執行を妨げる行為その他の行為であつて、当該航空機の安全の保持、当該航空機内にあるその者以外の者若しくは財産の保護又は当該航空機内の秩序若しくは規律の維持のために特に禁止すべき行為として国土交通省令で定めるものをしたときは、その者に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該行為を反復し、又は継続してはならない旨の命令をすることができる。

○ 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）（抄）
（安全阻害行為等の禁止）

第164条の15 法第73条の4第5項の国土交通省令で定める安全阻害行為等は、次に掲げるものとする。

一 ～ 三 （略）

四 航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれがある携帯電話その他の電子機器であつて国土交通大臣が告示で定めるものを正当な理由なく作動させる行為

五 ～ 八 （略）

(注) 上記法令の記載については、横書きに伴い所要の修正を加えています。